

日本学術会議について



平成26年7月31日
日本学術会議事務局



日本学術会議の概要

目的

我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させること

(日本学術会議法第2条)

職務

独立して、以下の職務を遂行

- 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること
- 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること

(日本学術会議法第3条)

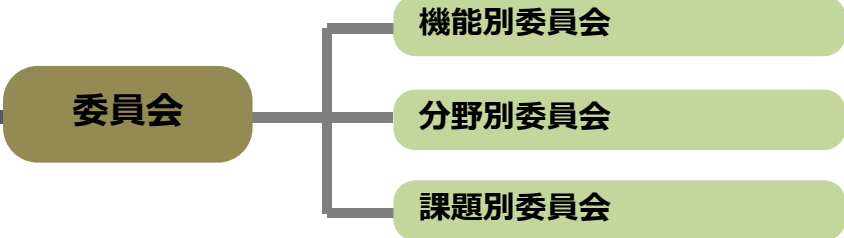
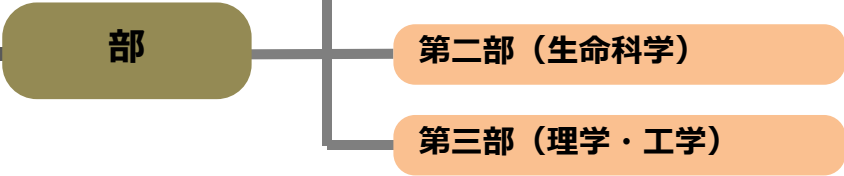
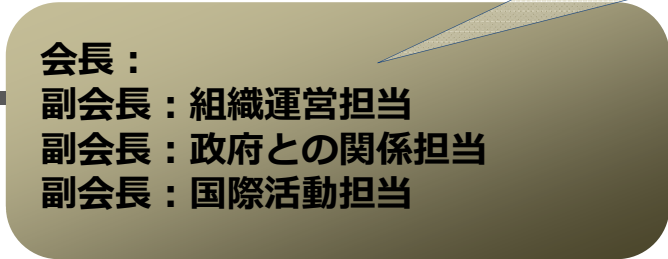
位置付け

内閣総理大臣の所轄 (日本学術会議法第1条第2項) の下の「特別の機関」



日本学術会議の概要

組織



会員：内閣総理大臣任命、特別職国家公務員、任期6年（3年毎に半数を改選、原則再任不可、70歳定年）
 連携会員：会長任命、一般職国家公務員、任期6年（3年毎に半数を改選、2回まで再任可）



日本学術会議の概要

予算

(単位：円)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
12億	11億5千万	10億9千万	9億2千万※	9億4千万	10億5千万

※ 平成24年度は、上記のほか、「東日本大震災復興特別会計」として、東日本大震災に係る学術調査に関する調査審議等のための経費（約3千万円）を計上。

主な内訳：日本学術会議の運営に必要な経費（人件費、事務費等）5億5千万
科学に関する重要事項の審議等に必要な経費（審議関係経費、国際分担金等）5億

事務局定員

(単位：人)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
57	56	54	54	53	53

※この他、会員の活動を支援する事務局の調査分析機能を強化するため、任期を定めて職員を公募し、「学術調査員」として採用。



日本学術会議の概要

沿革

年 月	主な出来事
昭和23年 7月 12月	日本学術会議法公布 日本学術会議法に基づく第1回選挙施行、12月20日に当選人確定 ※会員選出方法は公選制
昭和24年 1月	内閣総理大臣の所轄の下に日本学術会議設立（第1回総会） ※これにより、旧学術三団体のうち、学術研究会議は廃止、 日本学士院は日本学術会議に含まれる栄誉機関となる
昭和31年 4月 昭和45年 7月	日本学士院が文部省に移管され、日本学術会議から独立 現庁舎に移転 ※それまでは日本学士院の庁舎を使用
昭和59年 5月	日本学術会議法の一部を改正する法律施行 →会員選出方法を学協会を基盤とする推薦制へ変更
平成13年 1月 平成17年 4月	中央省庁等改革基本法施行に伴い、総務大臣の所轄へ 日本学術会議法の一部を改正する法律の一部施行に伴い、再び内閣総理大臣の所轄へ
10月	日本学術会議法の一部を改正する法律施行 →会員選出方法を現会員等による推薦制へ変更



平成17年改革の経緯

- 平成9年12月3日 行政改革会議最終報告
「日本学術会議は、当面総務省に存置することとするが、今後その在り方について、総合科学技術会議で検討する。」
⇒中央省庁改革等基本法にも同趣旨の規定
- 平成13年1月6日 日本学術会議を旧総理府から総務省に移管
総合科学技術会議を内閣府に新規設置
- 平成13年6月～ 総合科学技術会議「日本学術会議の在り方に関する専門調査会」において13回の審議

総合科学技術会議意見具申「日本学術会議の在り方について」（平成15年2月）

当面の改革案

設置形態の在り方：
今回の改革後10年以内に、新たに体制を整備して
日本学術会議の在り方の検討を行う

日本学術会議法の一部を改正する法律（平成16年4月）

- ・会員制度の改革（選考方法の変更、定年制導入・再任禁止等）
- ・内部組織の改革（部の大括り化、連携会員の新設等）
- ・内閣府への移管

平成17年10月～新体制でスタート

日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議



平成17年改革の経緯

「当面の改革案」を踏まえた措置

総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」
(平成15年2月)における主な提言内容

日本学術会議法改正等による措置
(運用による対応も含む)

会員の選出方法	現会員による選出(いわゆるco-optation)を基本としつつ、新分野からの選出や多様な会員構成を可能とするための方策を組み合わせるなど、適切な選出方法を検討することも考えられる。会員による選出にあたっては、候補者に関する情報を学協会からの提供を含め幅広く収集する工夫、選考基準の明確化などに留意する必要がある。また、科学に関する知識・意見の集約を幅広く行うため、産業人や若手研究者、女性研究者、地方在住者など多様な会員が業績、能力に応じて適切に選出されるようにすべきである。	<p>【選出方法の変更】 学協会による推薦制 ⇒ 現会員、連携会員による選出</p> <p>【学協会への情報提供依頼】 選考に当たっては、協力学術研究団体に対し、候補者の情報の提供を依頼。</p> <p>【多様な会員構成とする取組】 選考に当たっては、女性会員の維持・増加、地域バランス確保、産業界・実務家からの選出等について考慮。</p>
会員任期	長期在籍会員や高齢会員が増加して、会員構成が硬直化し、活動が損なわれることのないよう、例えば定年制や会員ごとの任期制の導入などの措置を考慮すべきである。	<p>【任期の変更】 任期3年(3回まで再任可) ⇒ 任期6年(再任不可)</p> <p>【定年制の導入】 定年なし ⇒ 70歳定年</p> <p>【半数改選制の導入】 全会員の一斉改選 ⇒ 3年毎の半数改選</p>
部門	科学の新分野の成立や分野の融合に柔軟かつ的確に対応できるよう、例えば文科系、理科系の2部門制あるいは文科系、理工系、生命科学系の3部門制など大きくくりするとともに、個々の部門や部門内の領域の定員を固定することなく、科学の発展や変化に合わせて柔軟に変更できる仕組みとすべきである。	<p>【部の大括り化】 7部制(人文社会部門:3部、自然科学部門:4部) ↓ 3部制(人文・社会科学、生命科学、理学・工学)</p>
運営体制	緊急的課題等にも機動的に対処できるよう、迅速な意思決定が可能な運営体制を確立することも必要である。このため、例えば理事会等の執行機関を設けるか、一定の事項につき総会決定により意思決定を委任する等の方策を講じ、従来の「総会主義」に陥らないようにすることが必要である。	<p>【幹事会の設置、総会の権限の委任】 ・改革前の「運営協議会」を改組して幹事会を設置。 ・総会の職務・権限の一部を幹事会に委任。</p>
種類と数の会員	緊急課題や新たな課題に柔軟かつ迅速に対処したり、学協会との連絡調整などに活動に従事し、「会員」とともに日本学術会議の機能を担うものとして、「連携会員」(仮称)を設ける。	<p>【連携会員の 신설】 緊急の課題や新たな課題を調査審議するなど、会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う連携会員を新設。</p>
事務局体制	任期付任用や外部委託等により、産学の優れた人材を積極的に活用し専門的人材の充実にを図る。その場合、若手研究者等がキャリアパスの一環として積極的に参加できる仕組みの構築が望ましい。	<p>【学術調査員の公募・採用】 専門知識を有する人材を任期を定めて公募し、「学術調査員」として採用。</p>
評価体制	日本学術会議の活動状況や運営について内外の有識者により外部評価を行う仕組みを導入することが考えられる。	<p>【外部評価制度の導入】 外部の有識者6名に依頼し、原則として毎年、外部評価を実施。</p>

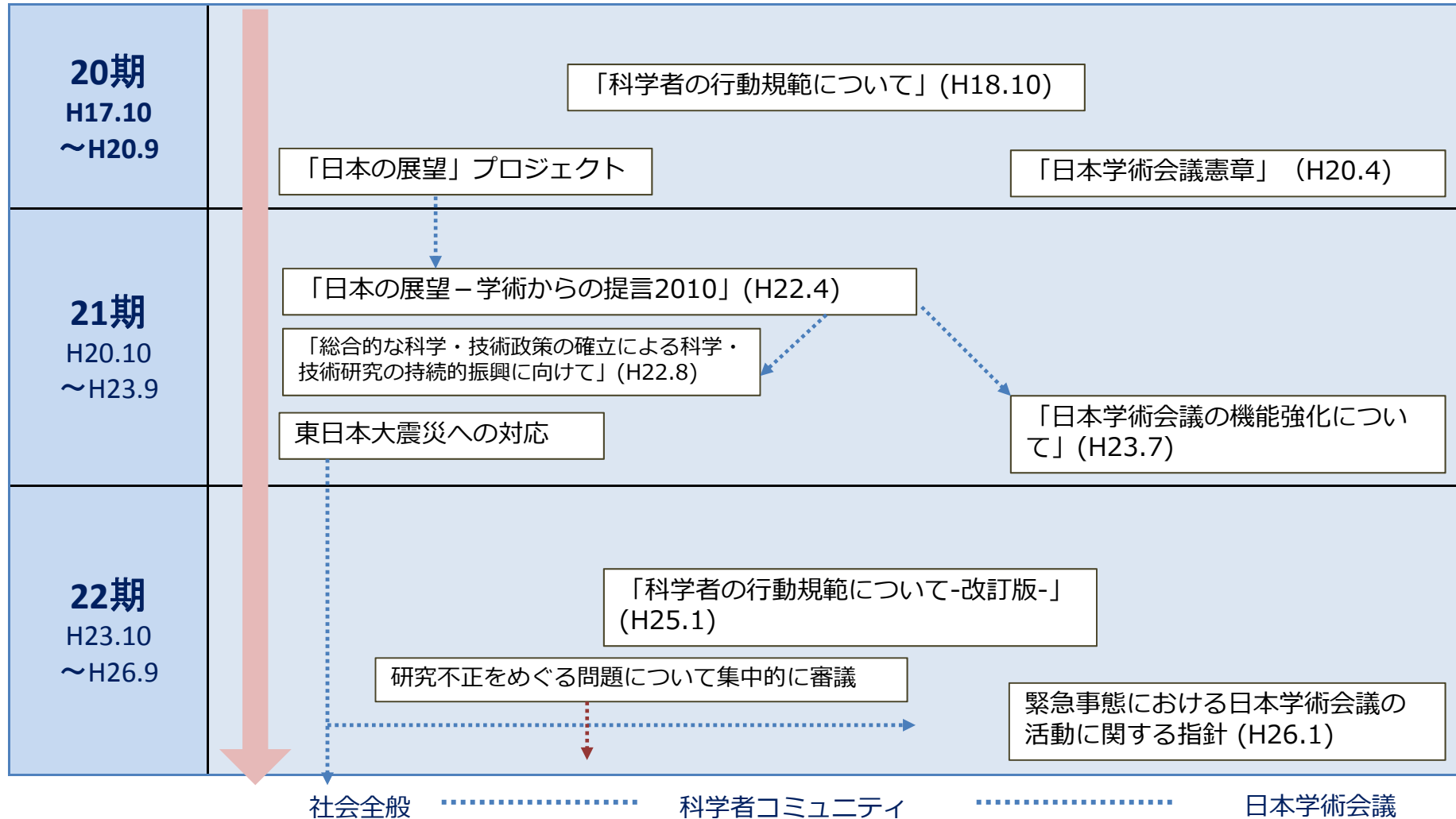


日本学術会議の活動

恒常的な活動

政府・社会に対する提言等
科学リテラシーの普及・啓発

科学者間ネットワークの構築
国際的な活動





日本学術会議の活動

① 政府・社会等に対する提言等

《日本学術会議に求められる機能（総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」より抜粋）》

科学技術政策を中心に広く政府に対し、長期的観点、人文・社会科学を含む総合的な観点、および国際的な観点から、科学者の視点に立って、提言（自発的意見表明としての「提言」（狭義）、諮問を受けての答申、及び調査研究報告等）を行う機能。

- ・ 個別提言に当たり、関連する科学者の意見を広く聴取し、提言の科学的水準や中立性により、その権威を高め、政府や社会に尊重されるようにすることが必要である。
- ・ この機能を有効なものとするためには、提言に当たって、緊急的課題や、従来の学問領域を越えた新たな課題に機動的に対応し、時宜を得た提言がなされる必要がある。
- ・ 日本学術会議は提言等を公表し、その実施状況を把握する。実施状況把握の一環として、政府も提言への対応について日本学術会議に定期的に説明し、これを公表することとする。



○ 政府からの諮問、審議依頼に応じた見解の表出

重要政策課題に係る政府からの諮問、審議の依頼等に応じ、答申又は回答を実施。

○ 自発的な意思の表出

科学者としての専門的見解を、勧告、要望、声明、提言、報告等として、政府や社会に対して提示。



日本学術会議の活動

① 政府・社会等に対する提言等

提言等の種別と20期～22期の実績

		第20期	第21期	第22期※2
政府等からの 諮問、依頼に 対して行う	答申	1		
	回答	2	2	3
	勧告	3	1	
自発的に行う	要望	3	1	
	声明	3		1
	提言	34	73	38
	報告	17	59	16
	対外報告	27		
	会長談話 会長コメント	14	12	6
	共同声明	6	3	5
	幹事会声明		3	
	計	107	154	69

※1 平成20年、従来の「対外報告」を整理し、「提言」「報告」等に整理する規則の改正を行った。

※2 第22期については、第193回（H26.5.30）までの幹事会で承認された数。



日本学会議の活動

① 政府・社会等に対する提言等

政府等からの諮問、審議依頼に対して行うもの（答申、回答）の例

○答申「地球規模の自然災害の増大に対する安全・安心社会の構築」(H19.5.30)

←国土交通大臣からの諮問「地球規模の自然災害の変化に対応した災害軽減のあり方について」(H18.6.15)

将来の自然災害への対策について、「短期的な経済効率重視の視点」から「安全・安心な社会の構築」を最重要課題としたパラダイムの転換を図るよう提言。

○回答「国際リニアコライダー計画に関する所見」(H25.9.30)

←文部科学省研究振興局長からの審議依頼(H25.5.27)

国際リニアコライダー(ILC)計画の学術的意義と我が国への誘致を検討する際の論点を、①電子・陽電子衝突型加速器の必要性和意義及びその次期計画としてのILCの位置付け、②ILC計画の我が国での実施の可否判断に向けた諸課題の検討、の2段階に整理し、回答。

○回答「アジアの大都市制度と経済成長に関する検証及び日本への示唆」(H24.12.26)

←総務省自治行政局長からの審議依頼(H24.3.28)

国の統治制度や地方行財政制度が、都市の経済成長にどのように有効に機能するのかについて、主として東アジアの大都市の事例を吟味することを通じて審議し、回答。

○回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」(H24.9.11)

←原子力委員会委員長からの審議依頼(H22.9.7)

科学的自律性の確保や国民に対する説得力ある政策決定手続の必要性、暫定保管及び総量管理を柱とした政策枠組みの再構築などを提言。

○回答「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」(H23.9.1)

←国土交通省河川局長からの審議依頼(H23.1.13)

国土交通省の新モデルによる八斗島視点の昭和22年の既往最大洪水流量並びに200年超過確率洪水流量の推定値が妥当である旨回答。

○回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」(H22.8.17)

←文部科学省高等教育局長からの審議依頼(H20.5.22)

すべての学生が、将来職業人や市民として生きていくために必要な基本的な素養を身に付けられるようなカリキュラムを編成し、学士課程の教育の質を高めることや、知の共通基盤を形成するための教養教育の重要性を提言。



日本学術会議の活動

① 政府・社会等に対する提言等

日本学術会議が自発的に行うもの（要望、提言、報告等）の例

- ▶ ○提言「第22期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2014）」（H26.2.28）
- 提言「無煙タバコ製品（スヌースを含む）による健康被害を阻止するための緊急提言」（H25.8.30）
無煙タバコは一般のタバコに比べ「安全」と誤認され、未成年者への広がりも懸念されることから、今後の無煙タバコ対策について提言。
- 報告「科学・技術のデュアルユース問題に関する検討報告（H24.11.30）」
デュアルユース（用途の両義性）に関し、種々の分野を包括しうる規範について検討し、①科学者・技術者の職業的責任、②科学者・技術者の行動原則、③科学者・技術者の社会的責任と情報伝達のあり方、④科学者・技術者共同体としての用途の両義性への対応を柱とする「科学・技術の用途の両義性に関わる規範」を取りまとめた。
- ▶ ○報告「学術の大型施設計画・大規模研究計画マスタープラン2011」（H23.9.28）
- 提言「学術の大型施設計画・大規模研究計画一企画・推進策の在り方とマスタープラン策定について」（H22.3.17）
学術の大型計画のマスタープランと科学的評価に基づく推進策の構築、従来の「大型施設計画」に加えての「大規模研究計画」の確立と推進、大型計画と基盤的学術研究及びボトムアップ的な大型研究とトップダウン的な大型計画のバランスの良い資源投資と総合的推進による我が国の学術の強化等について提言。
- 提言「第4期科学技術基本計画への日本学術会議の提言」（H21.11.26）
第4期科学技術基本計画の策定に向け、明確な「学術政策」の確立、社会問題への積極的対応、基礎・応用に偏らず学術全般の強化を進める長期的方向性、若手・人材育成について提言。
- 要望「宇宙科学推進に関する要望」（H21.4.7）
宇宙科学が、広い学術分野に横断的にまたがる総合科学であることを深く認識し、研究体制の強化や人材育成等、宇宙開発利用・宇宙科学・学術研究の更なる飛躍と発展の必要性を指摘。
- 報告「科学者コミュニティが描く未来の社会」（H19.1.25）
高市イノベーション担当大臣（当時）の依頼を受け、指針の策定に資するため、科学者コミュニティの代表機関としての俯瞰的・総合的視点から、イノベーションを生み出すための人材育成システム、社会制度設計等について具体的に提言。



日本学術会議の活動

① 政府・社会等に対する提言等

H20.4 声明「日本学術会議憲章」

日本学術会議が、日本の科学者の代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの付託に応えるために、自律的に遵守すべき義務と責任を対外的に宣言。

H22.4 提言「日本の展望－学術からの提言2010」

21世紀の人類社会及び日本社会にとって喫緊の課題である持続可能な社会の構築を展望して、人文・社会科学、生命科学及び理学・工学のすべての諸科学を包摂する「学術」がその総合力をどのように発揮すべきであり、することができるかについて提言。

政府に対して提言内容の
具体化を求める



H22.8 勧告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」

- 科学技術基本法を見直し、以下を盛り込むことを勧告
- ・「科学技術」の用語を「科学・技術」に改正し、政策が出口志向の研究に偏るという疑念を払拭
 - ・「科学技術基本計画」を「科学・技術振興基本計画」に改称し、人文・社会科学の推進等を明記
 - ・同計画に次世代研究者等の育成・確保、男女共同参画の推進等を明記
 - ・同計画の策定に当たって日本学術会議の意見を聴く

日本学術会議の果た
すべき役割を明確化



H23.7 報告「日本学術会議の機能強化について」

「日本の展望－学術からの提言2010」の具体的展開を図るため、平成16年4月の日本学術会議法改正に基づく機構改革の成果と問題点を総括し、日本学術会議の一層の機能強化を進め、所期の使命の達成に努める。



日本学術会議の活動

② 国際的な活動

《日本学術会議に求められる機能（総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」より抜粋）》

各国の科学者との連携・交流強化のための科学に関する国際交流機能。

・国際交流活動のうち、日本学術会議の特性を活かし、分野横断的な国際会議への対応や国際機関との交流を充実していくべきである。



○各国アカデミーとの交流

- ・G8サミットに先立って開催される「Gサイエンス学術会議」に参加し、G8サミットの議題に関する共同声明をとりまとめて公表。会長から内閣総理大臣に手交。
- ・カナダ、イスラエル、ブルガリア等、各国のアカデミーとの交流活動を実施。

○アジア学術会議の活動の推進

- ・アジア域内での学術交流と協力を促進するために、日本学術会議の提唱に賛同した各国の科学アカデミー等により平成12年に設立された国際学術団体。日本学術会議は、アジア学術会議の事務局として、各国のアカデミーと連携して活動を推進。

○国際学術団体への加盟・貢献

- ・国際科学会議（ICSU）、国際社会科学評議会（ISSC）、科学アカデミー・グローバルネットワーク（IAP: the global network of science academies）等、主要な国際学術団体に日本の代表機関として加入。
- ・国際学術団体等が開催する国際会議等に代表を派遣することにより、世界の学会との連携を深化。

○国際会議・シンポジウムの開催

- ・毎年、地球規模の課題解決のための国際シンポジウム「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」を主催。
- ・我が国で開催される国際会議について、閣議の了解を得て、関係する学術研究団体と共同で主催。



日本学術会議の活動

② 国際的な活動

Future Earth (FE) – 持続可能な地球環境のための国際共同研究イニシアティブ

Future Earthとは？

国際科学会議（ICSU）等の学術コミュニティ、研究助成団体、産業界、市民、政策決定者等が協働し、気候、物質循環、生物多様性、人間活動を含め、地球の変動を包括的に理解し、地球規模課題の解決に資する研究の総合的な推進を目指す国際協働の枠組み

【これまでの主な動き、今後の予定】

2012年（平成24年）6月：ICSU会長が計画の発表

2013年（平成25年）7月：暫定事務局の立ち上げ

2014年（平成26年）7月：日本を含む5カ国（日本、米国、カナダ、フランス、スウェーデン）による
多国分散型連携事務局の設置を決定

2015年（平成27年）1月：本格的に活動開始



【日本学術会議の活動】

我が国のFEへの貢献に向け、関係者に協力を呼びかけつつ、国内体制の整備等を推進。

- ・ H25.6 「フューチャー・アースの推進に関する委員会」を設置
→ 人文・社会科学、生命科学、理学・工学の連携によるFEへの具体的な取組等を検討
- ・ H25.11 同委員会の下に「持続可能な発展のための教育と人材育成の推進分科会」を設置
→ 持続可能な未来のための教育と人材育成の推進に向けて具体的な取組等を検討
- ・ FEに関する国際会議の共催、国際学術フォーラムの開催（H25.6）等



日本学術会議の活動

③ 科学者間ネットワークの構築

《日本学術会議に求められる機能（総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」より抜粋）》

我が国科学者コミュニティの中核として、人文・社会科学、自然科学を問わず、第一線の研究者を中心に情報を交換し、意見を集約していく機能。

- ・この機能を十分発揮するためには、機動的に、かつ分野を越えて研究者が情報を交換できる体制の整備が必要である。



○学術研究団体（学協会）の機能強化

研究者コミュニティ全般に及ぶ課題について、学協会からの情報・意見を収集し、対応策を審議し、学協会への説明会を開催するなど、その機能強化に資する活動を実施。

特に、公益法人制度改革への対応に関しては、シンポジウム等を通じ、学協会への情報提供を実施。

○学術研究団体との協力関係の構築

- ・学術研究団体及びその連合体のうち、日本学術会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものを「日本学術会議協力学術研究団体」として指定し、協力関係を構築（平成26年6月現在、1965団体を指定）。
- ・会員、連携会員の選考に際し、協力学術研究団体に対して候補者に関する情報の提供を依頼。

○「地区会議」活動を通じた地域の科学者との意思疎通

地域の科学者との意思疎通を図るとともに、学術の振興に寄与することを目的として、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7つの「地区会議」を組織し、学術講演会や各地域の科学者との懇談会などの活動を実施。



日本学術会議の活動

④ 科学リテラシーの普及・啓発

《日本学術会議に求められる機能（総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」より抜粋）》

高度化・複雑化する科学技術活動について、国民にわかりやすい形で発信するとともに、科学的知識や考え方の普及を通じて国民的合意の形成をはかり、あわせて、社会から科学技術に対する意見や要望を的確に汲み取り科学技術活動に反映していく機能。

- ・ 科学技術と社会の関係に係る現在の課題を的確にとらえて、コミュニケーション活動の課題として取り上げていくことが必要である。
- ・ コミュニケーション機能を十分に果たすためには、日本学術会議での議論の過程を公開することが必要である。
- ・ 社会と日本学術会議とのコミュニケーションの機会を広く設けるべきである。このため各界の関係者と定期的に懇談する場を設けるのも一つの方法である。



○学術フォーラム、シンポジウム等の開催

- ・ 学術の成果を国民に還元するための活動として、学術フォーラム、シンポジウム等を開催。
- ・ 科学者と一般市民が、科学について対等の立場で対話する場としてサイエンスカフェを開催。

○分かりやすい広報誌等の作成

- ・ 中高生を中心とする若い世代に科学の最先端の成果や日本学術会議の審議に基づく提案等をわかりやすく伝えるための書籍シリーズ「知の航海」シリーズを発行（H23.6～）



日本学術会議の活動

⑤ 東日本大震災への対応

第
21
期

H23.3.18 幹事会声明「東北・関東大震災とその後の原子力発電所事故について」
緊急集会「今、われわれにできることは何か？」

3.23 「東日本大震災対策委員会」設置

⇒ 委員会において、第1次～第7次の緊急提言・見解等を公表
委員会の下に3つの分科会を設置し、審議

- ・被災地域の震災復興グランド・デザイン分科会
- ・放射線の健康への影響と防護分科会
- ・エネルギー政策の選択肢分科会

5.2 海外アカデミーへの現状報告

➡ 緊急集会の開催、提言等の表出などの取組を継続的に実施

第
22
期

H23.10.5 「東日本大震災復興支援委員会」設置

委員会の下に3つの分科会を設置し、審議。

⇒ 4.9 総括的な提言「学術からの提言－今、復興の力強い歩みを」

➡ 現在も、8つの分科会で継続審議中

- ・災害に強いまちづくり分科会
- ・災害に対するレジリエンスの構築分科会
- ・産業振興・就業支援分科会
- ・福島復興支援分科会
- ・放射能対策分科会
- ・エネルギー供給問題検討分科会
- ・汚染水問題対応検討分科会
- ・原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療の在り方検討分科会

9.1 「東日本大震災に係る学術調査検討委員会」設置

文部科学省からの依頼により、東日本大震災における学術調査の動向、
内容等について把握し、その結果について審議

⇒ H25.3.28 提言「東日本大震災に係る学術調査－課題と今後について－」

※H26.7末までに関連した公開シンポジウム等を65回開催。

東日本大震災への対応の経験を活かし、緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう、
「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」を策定



日本学術会議の活動

⑥ 科学研究の健全性の向上に向けた取組

H18.10

声明「科学者の行動規範について」

科学者が社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に科学研究を進める上での、すべての学術分野に共通する基本的な規範を提示。

- ・東日本大震災や東電福島第一原発事故の発生に伴う科学者の社会的責任の問題のクローズアップ
- ・科学研究の両義性をめぐる問題の発生等を踏まえ、これらの課題を踏まえた形に改訂

H25.1

声明「科学者の行動規範 －改訂版－」

H25夏 降圧剤バルサルタンをめぐる
不適切な事案等の発覚

○会長談話「科学研究における不正行為の防止と利益相反への適切な対処について」

○H25.7.26～「科学研究における健全性の向上に関する検討委員会」を設置し、審議

→H25.12 提言「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」

我が国における世界最先端の科学研究の推進及びその健全化を目指し、研究不正を事前に防止する方策及びそれにもかかわらず研究不正が発生した場合の対応方策を提言。

※臨床試験制度をめぐる問題については、委員会の下に分科会を設け、並行して審議。

→H26.3 提言「我が国の研究者主導臨床試験に係る問題点と今後の対応策」

→提言の中で提案した「研究倫理教育プログラム」（様々な分野に共通する研究倫理を教育するための標準的なプログラム）について、関係機関と連携して作成に向けた検討

H26.7学術フォーラム「研究倫理教育プログラム」で成果を発表

※これらの他、STAP細胞をめぐる問題について、会長談話「STAP細胞をめぐる調査・検証の在り方について」（H26.3）、幹事会声明「STAP細胞事案に関する理化学研究所への要望と日本学術会議の見解について」（H26.7）を公表



総合科学技術・イノベーション会議との関係

《総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」より抜粋》

総合科学技術会議は、閣僚と有識者議員が一同に会して科学技術政策に関する政策と直接行う役割を担う。日本学術会議は、ボトムアップ的に科学者の意見を広く集約し、科学者の視点から中立的に政策提言を行う役割を担う。こうした役割分担に沿って、両者は「車の両輪」として我が国の科学技術の推進に寄与するものと位置付ける。



○ 総合科学技術・イノベーション会議の政策形成に関わる提言・提案

- ・ 第4期科学技術基本計画の策定に向け、明確な「学術政策」の確立、社会問題への積極的対応、基礎・応用に偏らず学術全般の強化を進める長期的方向性、若手・人材育成について提言。
- ・ 革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）のテーマ設定に際し、会員、連携会員から広く意見集約の上、幅広い分野にわたる40件のテーマ案を提案。

○ 意見交換の実施などによる連携

- ・ 「総合科学技術会議と日本学術会議の連携強化の在り方に関する懇談会」を開催。
⇒ 平成17年11月から平成19年6月にかけて、計9回。
- ・ 総合科学技術会議有識者議員と日本学術会議会長、副会長等との意見交換を実施。
⇒ 第20期：3回、第21期：3回、第22期：2回